

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成22年2月9日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成22年1月29日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではない、と考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業が「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して、事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取

引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」とされているところ（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－１－１（１）（注２））、本件データ復旧サービスは、製造販売した物について修理等のサービスを提供するものであることから、「物の製造販売に付随して」いるかが問題となる。

この点、照会者が、照会文書に記載された範囲において、照会者又は第三者が販売するハードディスク等に対して本件データ復旧サービスを行うことは、以下の事情等を総合的に勘案すると、「物の製造販売に付随して」いるものと認められ、「保険業」に該当しないと考える。

- ①本件データ復旧サービスに係る約定は、照会者又は第三者のハードディスク等の販売と同時に又は販売後１ヶ月以内に限り締結されるものであり、自己又は第三者による物の製造販売にあわせて締結されるものであること。
- ②本件データ復旧サービスは、外部委託によることなく、もっぱら照会者自身により行なわれるものであること。
- ③顧客がハードディスク等のデータを滅失した場合において、廉価で当該データを復旧できる手段・方法を提供することは、顧客サービスを充実させるものであり、ハードディスク等の製造販売にとって有益であると認められること。
- ④当該サービスに係る約定の中で、サービスの内容・条件等を明確にしていること、提供する役務の内容もデータの復旧という非常に単純・明確なものであること、約定締結時にサービス内容・条件等を顧客に対して口頭で説明し、苦情・相談に対する窓口を設置するなど顧客保護体制も十分整備されていること等から、保険業法の規制を及ぼす特段の事情も見あたらないこと。

よって、本件業務を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第３条第１項に違反せず、また同法第３１５条の罰則の対象となるものではないと考える。